循環型社会形成推進事業費補助金			
器具及び備品	事務機器及び通信機器		
	電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備		六
	時計、試験機器及び測定機器		
	試験又は測定機器		五
	光学機器及び写真製作機器		
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡		五
	医療機器		
	その他のもの		
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器		
	その他のもの		六
	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの		一五
	その他のもの		八
機械及び装置	食料品製造業用設備		一〇
	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		一〇
	繊維工業用設備		
	炭素繊維製造設備		
	黒鉛化炉		三
	その他の設備		七
	その他の設備		七
	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		八
	家具又は装備品製造業用設備		一一
	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		一二
	印刷業又は印刷関連業用設備		
	デジタル印刷システム設備		四
	製本業用設備		七
	その他の設備		一〇
	化学工業用設備		
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		五
	塩化りん製造設備		四
	活性炭製造設備		五
	ゼラチン又はにかわ製造設備		五

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕